

岩手大学成績優秀者の授業料免除に関する規則

平成27年1月29日 制定

令和2年10月1日 最終改正

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人岩手大学学則第64条の規定に基づき、成績優秀者の授業料免除の実施について、必要な事項を定める。

(授業料免除の対象者)

第2条 成績優秀者の授業料免除の対象者は、学部生の4年次のうち1年次から3年次まで優秀な成績を修めた者とする。ただし、早期卒業者、編入学生、休学者及び休学歴のある者は除く。

(選考及び許可)

第3条 授業料免除対象者の選考は、成績が優秀であり、かつ、優秀な人物と認められる者とし、岩手大学学生支援委員会が行うものとする。

2 前項の選考に基づく授業料免除の許可は、学長が行う。

(授業料免除の額)

第4条 授業料免除の額は、原則として当該年度授業料後期分の全額とする。

(取り消し)

第5条 授業料免除許可の決定後、懲戒処分の対象となる等、成績優秀者としてふさわしくないと認められた者は、許可を取り消すことがある。

(雑則)

第6条 この規則に定めるもののほか、授業料免除の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年10月1日から施行する。